

第 43 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議

- 1 開催日時：令和 3 年 8 月 17 日（火）15：10～15：30
- 2 開催場所：三重県庁 3 階 プレゼンテーションルーム
- 3 出席者：鈴木知事、廣田副知事、服部副知事、日沖危機管理統括監、野呂防災対策部長、安井戦略企画部長、高間総務部長、加太医療保健部長、中尾医療保健部理事、中村子ども・福祉副部長、岡村環境生活部長、増田廃棄物対策局長、山口地域連携部長、辻国体・全国障害者スポーツ大会局長、横田南部地域活性化局長、更屋農林水産部長、島上雇用経済部長、小見山観光局長、水野県土整備部長、真弓県土整備部理事、森会計管理者兼出納局長、田中デジタル社会推進局長、木平教育長、喜多企業庁長、長崎病院事業庁長、藤井県警本部警備部長、杉野四日市港管理組合経営企画部総務課長、坂倉四日市市危機管理室副参事、事務局

4 議事内容：以下のとおり

（日沖危機管理統括監）

- ・これより「第 43 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議」を始める。
- ・8 月 14 日に本県が国へ要請した、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置区域の指定について、本日、国において決定されることになった。
- ・これを受け、直ちに重点措置を講じる区域や措置内容等を決定するため、今回の会議を開催する。

議題 1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について

（日沖危機管理統括監）

- ・事項 1 の新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について、感染症対策部から説明をお願いします。

（中瀬感染症情報プロジェクトチーム 担当課長）資料 1 に沿って説明

- ・県内の患者発生状況は累計 7,400 人に迫っており、本日公表予定の新規感染者数も大幅に増加する見込みである。
- ・直近 1 週間の人口 10 万人当たりの新規感染者数は 56.1 人で大幅に増加している。前回会議時点（8 月 12 日）では 34.5 人で、20 人超増えている。

グラフ上も、お盆を過ぎて増加途上の状況にある。

- ・医療圏別の患者発生状況は、直近では北勢地域の感染が目立っている。北勢地域は県平均を超えるような状況である。
- ・年齢別の発生状況の傾向にこれまでと大きな差はない。30代以下が全体の6割を占め、60代以上は低水準である。
- ・感染経路不明や県外由来不明の割合は、これまでと大きな差はない。
- ・感染経路別では、家族内感染が4割程度という状況は大きく変わっていない。直近週では友人関係が増加している。
- ・変異株の陽性率は前回の資料から変更はない。
- ・PCR等検査も前回の資料から変更はない。
- ・クラスターは17日時点で8月は12件発生している。
- ・入院状況は病床占有率が53.4%、重症者用病床占有率が26.0%でいずれも増加傾向にある。
- ・最後にモニタリング指標は、ステージⅣに至っているのが確保病床の使用率、入院率、直近1週間の人口10万人あたりの新規感染者数である。また、重症者用の確保病床使用率、PCR等陽性率がステージⅢという状況となっている。
- ・資料1の別添はPCR等検査の地域別件数等の資料であり、北勢地域を中心に陽性率が高くなっている。

(日沖危機管理統括監)

- ・このことについて何か質問はあるか。

(質疑なし)

議題2 「三重県まん延防止等重点措置」について

議題3 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 12」の一部改訂について

(日沖危機管理統括監)

- ・事項2の「三重県まん延防止等重点措置」について、および事項3の「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 12」の一部改訂について、続けて総合対策部から説明をお願いします。

(小西危機管理特命監) 資料2から資料4までに沿って説明

- ・まず資料2 三重県まん延防止等重点措置について説明する。
- ・感染者が急増し、医療提供体制への負荷が大きくなっており、通常医療や救急医療への影響が懸念される。頂上の見えない感染拡大に対し、可能な対策はす

べて行う。

- 医療提供体制を確保し命を守るため、政府に対してまん延防止等重点措置の適用を要請し、本日8月17日、本県への適用が政府において決定されることになった。
- これに併せ、県民、事業者の皆様へのお願いや県としての取組を「三重県まん延防止等重点措置」としてとりまとめた。
- 8月19日までは引き続き、「まん延防止等重点措置」の強い措置の一部を既に実施している「三重県緊急警戒宣言」により取組を進め、「まん延防止等重点措置」の適用後も切れ目なく対策していく。
- 「まん延防止等重点措置」の実施期間は令和3年8月20日から9月12日までとし、実施区域は三重県全域とする。特に重点措置を講じる区域は資料に記載の17市町とする。
- 重点措置の内容について、警戒宣言からの変更点を中心に説明する。まず、県民の皆様に対し、生活の維持に必要な場合を除き、日中も含め、外出や移動の自粛をお願いする。外出機会の半減、混雑している場所や時間、感染防止対策が徹底されていない飲食店や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を避けていただくよう特措法第24条第9項に基づきお願いする。また、県境を越える移動の自粛を引き続きお願いする。
- また、20時以降に飲食店へみだりに出入りすることを避けていただくよう、重点措置区域内では特措法第31条の6第2項、重点措置区域外では同法第24条第9項に基づきお願いする。
- 重点措置区域内の事業者に対し、20時までの営業時間短縮、酒類の提供やカラオケ設備の利用を行わないよう要請する。同区域内の飲食店に対し、入店時の距離の確保など感染防止対策の実施をお願いし、また、飲食店営業許可を受けている結婚式場に対し、同様に酒類の提供やカラオケ設備の利用を行わないよう要請する。また、大規模商業施設において、売場が密となるような混乱が生じないように、入場者の整理等を行うよう要請する。以上について特措法第31条の6第1項に基づき要請する。
- 床面積が1,000平方メートル超の劇場等に対し、人流の抑制、接触機会の低減を図るため、20時までの営業時間短縮を要請する。具体的な対象施設については別紙1に記載している。百貨店の食品売場等、密になることが想定される売場等について、入場者の整理等を行うよう要請する。以上は特措法第24条第9項に基づき要請する。
- その他、1,000平方メートル超の集客施設に対し、店舗での飲食につながる酒類の提供を可能な限り控えていただくよう検討をお願いする。また、1,000平方メートル以下の集客施設に対し、営業時間の20時までの短縮を検討してい

ただくようお願いする。

- 重点措置区域以外の事業者に対し、営業時間 20 時まで、カラオケ設備の利用を行わない、入店時の距離の確保など感染防止対策の実施、結婚式場における 20 時までの営業時間短縮とカラオケ設備の提供自粛、大規模商業施設における入場者の整理等を特措法第 24 条第 9 項に基づき要請する。
- 床面積が 1,000 平方メートル超の劇場等に対し、営業時間を 20 時まで短縮していただくなど、可能な限りの対策の検討をお願いする。また、百貨店の食品売場等、入場者の整理等を行うようお願いする。
- すべての事業者の皆様に対し、ローテーション勤務やテレワーク等により、休暇取得の促進等、地域や業務の特性をふまえて出勤者の 7 割削減に向けて取組をお願いする。
- 労働局や経済団体に対して、感染リスクが高い状況で勤務させている事業所等への指導監督をお願いする。また、感染対策の情報が届きづらい外国人従業員に対しては丁寧な周知をお願いする。
- イベント開催の参加人数の上限は、5,000 人またはイベントの内容に応じた収容率から算出した人数のうち少ない方を基準とし、県内で開催するイベントについて開催時間を 21 時までとするよう要請する。6 ページ以降は協力を要請する施設例等を記載している。
- 資料 3 は県が実施する対策を取りまとめた。まず、病床確保として、軽快した入院患者の宿泊療養への移行に取り組む。
- 宿泊療養施設のさらなる活用として、施設の改修を進め、19 室増室し 259 室体制とする。
- 自宅療養者のフォローアップとして、貸与用パルスオキシメーターを 2,000 個追加購入する。
- 社会的検査について、小規模な通所系事業者を含め、障害福祉施設における検査を重点的に行う。
- (6) 要請の遵守状況の確認については、飲食店への営業時間短縮要請に伴い、対象店舗に対し要請の遵守状況と感染防止対策の遵守状況を確認するため見回りを実施する。また、感染防止対策の要請についても確認のための見回りを行う。
- (8) 障害福祉施設や保育所等においてサービスを継続して提供するため、専門家等による感染防止対策等に関する相談窓口を設置し、相談に対応していく。
- (9) 学校における感染防止対策として、夏季休業が終わり、県立学校が始業することから、ウイルスを持ち込まない、広がらないよう基本的な感染防止対策、健康観察など健康管理を改めて徹底する。また、部活動など身体接触を伴

う活動については慎重に検討する。登下校、着替え、食事などの場面の切り替わりにおける感染症対策について注意喚起を徹底する。

- ・(10) 地域のスポーツ活動における対策については、「三重交通Gスポーツの杜 鈴鹿」と「ゆめドームうえの」は、利用時間を20時までに短縮する。
- ・6ページ、4 事業者支援として、飲食店時短要請協力金として、8月20日から9月12日まで、重点措置区域において、酒類提供の停止等に伴う20時までの営業時間短縮に全面的に協力していただいた事業者には協力金を支給する。
- ・一定の要件を満たす飲食店に対しては、協力金の一部を早期支給することとし、8月末までに制度概要を発表し、受付を開始する。
- ・重点措置区域以外の地域においても、まん延防止等重点措置適用にあわせて期間を9月12日まで延長し、協力金の一部早期支給を行う。
- ・また、集客施設時短要請協力金については、8月末までに制度概要を発表する。飲食店取引事業者等支援金、酒類販売事業者等支援金についても記載している。
- ・「みえ得トラベルクーポン」は第1弾クーポンの新規取得を停止している。第2弾は感染状況が落ち着き次第、県内観光事業者の支援に取り組む。
- ・資料4の「三重県指針」ver.12のイベント開催基準について、まん延防止等重点措置の適用に合わせて、期間を8月20日から9月12日までに変更する。内容については、イベントの開催基準を先ほどのまん延防止等重点措置の内容と合わせて変更している。

(日沖危機管理統括監)

- ・このことについて何か質問はあるか。
- (質疑なし)

(日沖危機管理統括監)

- ・それでは、三重県まん延防止等重点措置の重点措置を講じる区域および措置内容等について、資料2、3、4のとおりとしてよろしいか。
- (発言なし)

(日沖危機管理統括監)

- ・それではそのように決定する。

議題4 「各部からの報告事項」について

(日沖危機管理統括監)

- ・事項4「各部からの報告事項」について、報告事項がある部局は説明をお願い

する。

(報告なし)

議題5 知事指示事項

(日沖危機管理統括監)

- ・次に知事から「知事指示事項」をお願いする。

(鈴木知事)

- ・正式には本日の夜、政府の対策本部で三重県へのまん延防止等重点措置の適用が決定するが、私たちは一刻も早くこの感染状況から抜け出し、県民の皆さんとともに乗り越えなければならない。対策に一刻の猶予もないということで、先駆けて措置内容等を決定している。
- ・その趣旨を理解し、県として総力を挙げ、切れ目ない対策を休むことなく継続する必要がある。関係部局だけのものと思うことなく、すべての部局、すべての職員はそれぞれが行うべき対策を着実に実施するとともに、市町や関係団体等にもできうる限りの対策を実施いただくよう依頼すること。
- ・まん延防止等重点措置だけを見てもこれまで以上に厳しい要請を行うことになることから、県民・事業者の皆様に対し、あらゆる手段を用いて周知を徹底するとともに、協力いただけるよう丁寧をお願いすること。
- ・県内全域での飲食店の営業時間短縮に加え、重点措置区域内の飲食店に対しては酒類の提供を行わないことなどの新たな要請を行う。漏れのないよう周知を徹底、協力をお願いするとともに、問い合わせには相談窓口で丁寧に対応すること。併せて、見回りによる営業時間短縮への協力状況の確認を実施することから、体制を整備するとともに、事業者への周知を確実に行うこと。
- ・感染の拡大や重症患者の増加が継続している中、一般医療や救急医療への影響が懸念される。引き続き医療機関等との連携を密にし、追加病床の確保等、医療提供体制を強化するとともに、医療機関の負担軽減等を図るため、増床した宿泊療養施設を活用し、適切な療養体制を構築すること。また、自宅療養者が急増していることから、人員確保や必要な資機材の追加購入を進めるとともに、関係団体等とも連携し、適切なフォローアップ体制の維持に万全を期すこと。
- ・県内においても、感染力が強く、重症化しやすいと指摘されている変異株への置き換わりが進んでいる。迅速に感染拡大を防ぐため、引き続き変異株スクリーニング検査を行うとともに、県内全域において、障害福祉施設における社会的検査を重点的に実施していくこと。

- 全国的な感染拡大による度重なる要請で、すでに県内のあらゆる業種の事業者は大きな影響を受けている中、さらに「三重県まん延防止等重点措置」での協力要請を行うことになる。事業者に寄り添った有効な支援策を早急に検討するとともに、既にある支援策も周知を改めて徹底するなど着実に実施すること。
- 感染拡大防止のためには、日中も含め人の流れを十分に止めていく必要がある。事業者に対する出勤者削減の協力要請について、関係団体等も通じて、地域や業種など特性を踏まえながら今一度周知徹底すること。併せて、県庁においても必要な行政機能を維持したうえで、出勤者の削減と接触機会の低減に向けて取り組むこと。
- 飲食の場に限らず、人が集まる施設はどこでも感染拡大の恐れがあることから、各部局においては改めて、所管する団体に対し、業種別ガイドラインの遵守や、感染防止対策の徹底について改めて周知すること。
- 感染された方やその家族、医療従事者などが、不当な差別や偏見、誹謗中傷やいじめを受けることは決してあってはならない。また、ワクチン接種は希望者の同意に基づき行われるものであり、ワクチン接種を受けない選択をした方に対する差別や誹謗中傷はもちろん、接種の強制も許されるものではない。あらゆる機会を活用し、そうした行為を行わないよう呼びかけるとともに相談対応に取り組むこと。

(日沖危機管理統括監)

- 各部局において、指示事項に基づいた取組をお願いする。
- 以上で本部員会議を終了する。